

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第6号

平成25年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年3月25日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 藤 和 雄

1. 期 日 平成25年3月28日（木）午後2時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター
管理棟2階大会議室
3. 付議事件
 - (1) 佐倉市、酒々井町清掃組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - (2) 佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
 - (3) 佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与の特例に関する条例制定について

○平成25年3月28日

○現在議員5名で次のとおり

1番	佐藤	修二	君
2番	江澤	眞一	君
3番	村田	穰史	君
4番	柏木	恵子	君
5番	望月	清義	君

平成25年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会

○議事日程

平成25年3月28日（木曜日）午後2時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号から議案第3号まで、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会

2. 会議録署名議員の指名

3. 会期の決定

4. 諸般の報告

5. 行政報告

6. 議案の上程

議案第1号から議案第3号まで

7. 提案理由の説明

議案第1号から議案第3号まで

8. 議案第1号から議案第3号まで、質疑、討論、採決

9. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	望	月	清	義	君
副議長	江	澤	眞	一	君
1番	佐	藤	修	二	君
3番	村	田	穰	史	君
4番	柏	木	恵	子	君

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	蕨	和	雄
副管理者	小坂	泰	久

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤	實
主幹	関口喜	好
総務課長	門山孝	雄
施設管理課長	齋藤雅	文
会計管理者	石渡	章

○構成市町出席職員

佐倉市環境部部長	渡辺	尚	明
酒々井町経済担当	幡谷	公	生
佐倉市環境部廃棄物対策課長	富永	文	敏

○議会事務局出席職員氏名

總務課長 坂上雅敏
庶務係

○連絡員

施設管理課 中村宏之
課長補佐
(施設係長)

総務課 櫻井江里佳
副主査

総務課 高石潤一
主任主事

◎開会及び開議の宣告

(午後 2時33分)

○議長（望月清義君） ただいまの出席議員は5人で、議員定数の半数以上に達しております。

したがって、平成25年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（望月清義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、佐藤修二議員、柏木恵子議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（望月清義君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、会議規則第4条の規定により本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（望月清義君） 諸般の報告を行います。監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎行政報告

○議長（望月清義君） 次に行政報告について、事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長

○事務局長（佐藤 實君） 事務局長の佐藤實でございます。お許しをいただきまして、当組合への四街道市加入協議につきまして報告いたします。お手元に資料をお配りしております。お手元に協議経過を配付させていただきました。

これまで約3年半の間、加入の協議を重ねてまいりましたが負担金及び搬入日の2点についての考え方に隔たりが大きく、平行線をたどってまいりました。四街道市の加入希望期限の平成27年4月1日を実現するためには、地元同意の取得、受け入れのための施設整備及び関係事務手続きを考えますと、協議に費やす時間的余裕はなく平成25年3月26日付けで本年度末までに加入協議に対する回答がない場合は、加入協議を白紙に戻すとする通知を四街道市長宛てに提出いたしました。

今後の予定といたしましては、通知に対する何らかの回答がない場合は、四街道市の組合への加入につきまして白紙に戻す旨、再度文書により通知いたします。

資料の一番後ろについてございます平成25年3月26日、この文章により通知いたしました。

行政報告資料の一番最後のページを読み上げさせていただきます。

24佐清施設第387号、平成25年3月26日、四街道市長 佐渡斉様、佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 蕨和雄。佐倉市、酒々井町清掃組合加入協議について。佐倉市、酒々井町清掃組合への貴市の加入については、平成20年8月に協議のお申し入れいただいたことを踏まえ、当組合内で加入条件等の検討を経て、平成21年8月には関係市町による首長会議を開催、正式な加入協議が開始されすでに3年半以上が経過しています。

この間、22回に及ぶ協議を行ってまいりましたが、未だ合意に至っておりません。このような中、平成23年10月20日付の当組合からの文書について、約1年3か月を経た平成25年1月24日付けで貴市からご回答をいただきましたが、貴市はこれまでとほぼ同じ主張を繰り返されております。

当組合といたしましては、貴市の加入希望期限である平成27年4月に向けて、誠心誠意検討を重ねてまいったところでございますが、加入にあたっての基本的条件である加入負担金及び搬入日の2点について、貴市のお考えとの隔たりは大きく全く平行線をたどっております。

今後、貴市の加入を実現するためには、地元同意の取得、受け入れのための施設整備及び関係事務手続きが必要でありこれらを考慮いたしますと、協議に費やすことのできる時間的余裕は残されておりません。このことから平成25年2月に加入協議のタイムリ

ミットとして今年度までに最終的なご決断をいただくよう申し入れたところでございます。

しかるに、3月25日まで何のご回答もいただいております。当組合といたしましては、今年度末までご回答をいただけない場合、まことに残念ながら加入協議を白紙に戻させていただきますのでご了承くださいませようお願いいたします。

以上の文章を提出いたしました。

以上、行政報告を終わります。

◎議案の上程

○議長（望月清義君） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第3号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第3号までを一括議題といたします。

なお、ご発言は着席のままをお願いいたします。

◎議案第1号～議案第3号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（望月清義君） 提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（蕨 和雄君） 管理者であります佐倉市長の蕨和雄でございます。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会3月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、深く感謝を申し上げます次第でございます。ただいまから本日提案をいたしました議案3件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、佐倉市、酒々井町清掃組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、地方公務員法第28条第4項に規定する失職を適用除外できる場合について、公務上または通勤上における過失事故に限定している要件を緩和拡大し、公私の別過失の有無を問わず禁固以上の刑が確定しその刑の執行が猶予された場合は、情状を考慮し失職させないように改正しようとするものであります。

議案第2号は、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、平成18年度実施の給与構造改革の見直しに伴い、経過措置として導入した保障給料制度について、平成25年度から毎年度2パーセント減額し平成27年度に廃止しようとするものであります。

議案第3号は、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与の特例に関する条例制定についてであります。制定内容は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間、7級及び6級の管理職にある職員の給与から給料月額2パーセントを減額しようとするものであります。

以上、本日提案をいたしました議案について説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、ご採択くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（望月清義君） 事務局長より提案理由の補足説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（佐藤 實君） 事務局長の佐藤實でございます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第1号 佐倉市、酒々井町清掃組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について。佐倉市、酒々井町清掃組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成25年3月28日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 蕨和雄。

次ページをお願いいたします。

条例の改正内容でございますが、職員の失職の例外とする適用者の範囲について、現行規定の「公務上または通勤途中において過失によって生じた事故により」という特例要件を削除し、公務、通勤、公務外を問わず「禁固以上の刑が課され、その刑の執行が猶予された職員」について、情状を考慮し失職させないことができるように、改めようとするものでございます。

なお、この例外規定は、職員が禁固以上の刑に処せられた場合に刑の執行が猶予されるときであっても、地方公務員法第28条第4項の規定により自動的に失職となること、条例に要件を定めることにより、管理者の判断で失職させないことができるものとするものでございます。施行日は公布の日からといたします。

以上で議案第1号の説明とさせていただきます。

議案第2号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第2号 佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について。佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成25年3月28日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 蕨和雄。

次ページをお願いいたします。

条例の改正内容でございますが、平成18年度の給与構造改革の見直しでございますが、公務員給与に地域の民間賃金を反映させるための地域間給与の見直し、年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた俸給構造への転換及び勤務実績の給与への反映を柱とする給与構造の改革が必要であると人事院及び千葉県人事委員会の勧告に基づき、国に準じて条例を改正しております。当時の改正概要であります、2点ございます。

1点目は、給料表の見直しであります。内容は、国に準じて給料表水準を引き下げ、職務・職責に応じた給与を推進する観点から、1級・2級及び3級・4級を統合し、9級制から7級制に改正を行っております。

2点目は、職員の給与水準を地域の民間賃金水準が反映されたものとするため、調整手当に替えて地域手当を新設しております。

また、経過措置として新給料表への切り替えにより給料月額が下がる職員に対しましては、平成18年3月31日時点での給料月額を保障しておりました。

この経過措置として導入した保障給料制度については、当時期限を設けておりませんでした。国が平成25年4月1日をもって廃止となることに伴い見直しを行う必要があります。構成市である佐倉市が、経過措置として設けた「保障給」を平成25年度から毎年度2パーセント削減することとし、平成27年度に保障給制度を廃止することから、清掃組合においても同様の改正いたそうとするものでございます。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

議案第3号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第3号 佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与の特例に関する条例制定について。佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成25年3月28日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 蕨和雄。

次ページをお願いいたします。条例の制定内容でございますが、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間の間、7級及び6級の管理職に係る各月給与から給料月額2パーセント相当額を減額いたそうとするものでございます。

以上で議案第3号の説明とさせていただきます。

なお、議案第1号から議案第3号までの条例改正等につきましては、構成市である佐倉市が2月議会定例会にて可決されており、当清掃組合の条例は佐倉市に準じていることから、同様の改正等をいたそうとするものでございます。

以上雑駁な説明で恐縮ではございますが、議案の補足説明をさせていただきました。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（望月清義君） これより議案第1号から議案第3号に対する質疑を行います。議案ごとに行ってまいりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、質疑については一問一答にてお願いいたします。

それでは、議案第1号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） 質疑はなしと認めます。

これより議案第2号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） 質疑はなしと認めます。

これより議案第3号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） 質疑はなしと認めます。

これより議案第1号から議案第3号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） 討論はなしと認めます。

討論は終結いたします。

これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（望月清義君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（望月清義君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（望月清義君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（望月清義君） 以上をもちまして平成25年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時52分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 望 月 清 義

署名議員 佐 藤 修 二

署名議員 柏 木 恵 子